財団法人献血供給事業団寄附行為

昭和42年 1 月23日 東京都42総行指収第76号許可 平成2年6月21日 厚生省収薬第720号変更認可

第1章 絵則

(名称)

第 1 条 本財団は、財団法人 献血供給事業団と称する。

(事務所)

- 第2条 本財団は、主たる事務所を東京都渋谷区広尾4丁目1番31号に置く。
 - 2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置く。
 - 3 前項により、新たに従たる事務所を置いた場合には、遅滞なく厚生労働大臣に届け出な ければならない。

(目的)

第3条 本財団は、血液由来製剤等の供給に関する事業等を実施することにより、献血血液による血液事業の円滑な推進及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 血液由来製剤(その代替製剤を含むものとし、以下「血液製剤」という)の供給
 - (2) 血液製剤の需給に関する調査、研究
 - (3) 医療機関への血液製剤に関する情報提供
 - (4) 医療機関に対する血液製剤の適正使用のための啓発
 - (5) 献血思想の普及向上のための活動
 - (6) 献血血液の有効利用のための研究
 - (7) その他、本財団の目的を達成するため必要な事業
 - 2 本財団の血液製剤供給区域は、厚生労働大臣が定めるところによる。
 - 3 第1項第1号の業務に関する血液製剤の製造者との契約内容については、事前に厚生労働大臣の同意を得なければならない。
 - 4 血液事業の円滑な実施のため、厚生労働大臣から本財団の事業運営に関し必要な指示が